

2026年1月13日

各 位

会社名 株式会社トーホー
 (コード番号 8142 東証プライム)
 代表者 代表取締役社長 奥野 邦治
 問合せ先 取締役執行役員
 財務部担当 原田 大介
 (TEL 078-845-2431)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年1月13日付の取締役会において、以下のとおり、当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 1,413,400 株
(2) 売出人及び 売出株式数	株式会社西日本シティ銀行 264,600 株 株式会社福岡銀行 162,100 株 カゴメ株式会社 110,000 株 キユーピー株式会社 110,000 株 日清オイリオグループ株式会社 110,000 株 日世株式会社 110,000 株 雪印メグミルク株式会社 109,000 株 マルハニチロ株式会社 93,400 株 株式会社三井住友銀行 64,900 株 株式会社ニッスイ 43,600 株 株式会社中国銀行 40,000 株 株式会社みなど銀行 40,000 株 株式会社りそな銀行 40,000 株 株式会社佐賀銀行 29,200 株 株式会社肥後銀行 26,200 株 日東ベスト株式会社 20,400 株 O U G ホールディングス株式会社 20,000 株 兵庫県信用農業協同組合連合会 20,000 株
(3) 売出価格	未定 (日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年1月21日(水)から2026年1月23日(金)までの間のいずれかの日 (以下「売出価格等決定日」という。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に 0.90 ~1.00 を乗じた価格 (1円未満端数切捨て) を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。)

ご注意: この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売出方法 引受人の買取引受けによる売出しとし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 売出価格等の決定以降、売出価格等決定日の翌営業日午前8時40分まで。
- (6) 受渡期日 2026年1月26日（月）から2026年1月28日（水）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の3営業日後の日とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 奥野 邦治に一任する。

2. 株式の売出しの目的

当社は、当社株式に関して予てより流動性の向上を課題と認識していた中、本売出しにおける売出人となった株主様と対話をしていく中で保有する当社株式の売却意向を確認しましたので、その円滑な売却を実現するため、本売出しを実施することといたしました。

上記株式の売出しの実施により、当社株式の流動性の向上及び個人投資家を中心とした株主層の更なる拡大を図ってまいります。

3. ロックアップについて

株式の売出しに関し、当社株主である国分ホールディングス株式会社及び国分グループ本社株式会社は、SMB C 日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、株式の売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及び当社が導入している株式給付信託に係る当社普通株式の発行又は処分等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C 日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4. 安定操作取引について

株式の売出しに関する安定操作取引は行いません。

以上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。